競争的資金等の管理・監査規程

平成 19 年 10 月 20 日施行 平成 29 年度改定第 48 号

(目的)

第1条 この規程は、関西外国語大学および関西外国語大学短期大学部(以下「本学」という)における文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金(以下「競争的資金等」という)の取扱に関して、適正な運営・管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 競争的資金等の適正な運営・管理を行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、 コンプライアンス推進責任者を置く。
 - 2 最高管理責任者は、機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者とし、大学については大学学長、短期大学部については短期大学部学長を 充てる。
 - 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について 本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、総務部長を充てる。
 - 4 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行 えるよう、率先してリーダーシップを発揮しなければならない。
 - 5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次のことを行うこと とし、研究支援センター所属長を充てる。
 - (1) 本学における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、本学内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての研究者、事務職員およびその他関連する者(以下「構成員」という)に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
 - 6 総務部内に内部監査部門を設置し、直接科学研究費事務に携わらない者をこれに充 て、最高管理責任者に直接報告を行うものとする。

(相談窓口等の設置)

第3条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続および使用に関するルール等について学内外からの相談を受け付ける窓口担当者を総務部内におく。

(不正防止計画の策定および実施)

第4条 不正防止計画の推進を担当する者を総務部内におく。

(納品検収確認業務窓口の設置)

第5条 本学における納品検収業務については、別に定める「科学研究費等の競争的資金の 取扱いに関する内規」を準用する。

(通報窓口の設置)

- 第6条 学内外からの通報(告発)窓口担当者を総務部内におく。
 - 2 不正に係る情報は、窓口担当者から統括管理責任者を経て最高管理責任者に適切・ 迅速に伝達する。

(不正使用に係る調査)

第6条の2 不正に係る告発等を受け付けた場合には、最高管理責任者が統括管理責任者に直 ちに不正使用が疑われる事案についての調査を指示する。

告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を競争的資金等を配分する文科省等の機関(以下「配分機関」という)に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱とする。 (調査委員会の設置および調査)

- 第6条の3 調査が必要と判断された場合は、最高管理責任者が調査委員会を設置し、調査を 実施する。
 - (1) 本委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
 - (2) 本委員会は最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、事務局長をもって構成する。ただし必要に応じ構成する委員を増減することができる。 なお、公正かつ透明性の確保の観点から本学に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含むこととする。

また、本委員会の調査委員は本学および告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(3) 調査中における一時的執行停止

本学は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(4) 認定

調査委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、 不正使用の相当額等について認定する。

- (5) 配分機関への報告および調査への協力等
 - ① 本学は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象および方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
 - ② 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
 - ③ 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに上記(4)について認定し、配分機関に報告する。
 - ④ 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告および 調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
 - ⑤ 調査に支障がある等、不正な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

(誓約書)

- 第7条 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求める。 誓約書の内容については、「科学研究費等の競争的資金の取扱いに関する内規」によ り定める。
 - 2 取引業者においては、一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因、 実効性を考慮した上で誓約書等の提出を求める。不正な取引等に関与した業者につい ては、最高管理責任者より取引停止等の処分方針を適宜決定する。

(懲戒)

第8条 懲戒の種類およびその適用に必要な手続については、職員就業規則第10章懲戒規程に準ずる。

(モニタリングおよび監査)

- 第9条 競争的資金等の適正な管理を行う為、監事および会計監査人はモニタリングおよび 監査を行う。
 - 2 本件に関しての手続は、別に定める「科学研究費等の競争的資金の取扱いに関する 内規」を準用する。

(補足)

第10条 この規程を施行するために必要な事項は、理事会が定める。

附則

この規程は、平成19年10月20日から施行する。(平成19年10月20日制定)

平成 22 年 9 月 25 日施行 (平成 22 年 9 月 25 日改定)

平成25年4月1日施行(平成25年3月9日改定)

平成26年9月1日施行(平成26年9月6日改定)

平成 27 年 4 月 1 日施行 (平成 27 年 9 月 30 日改定)

附則

この規定の改正は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月31日改定)